

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会役員候補者推薦規程
(令和2年理事会規程第18号)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会(以下「本会」という。)定款第23条に規定する理事及び監事(以下「役員」という。)の選任を、総会において円滑に行うことを目的とする。

(役員候補者推薦委員会)

第2条 本会に役員候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員の委嘱)

第3条 委員会の委員は、業務執行理事が推薦した正会員の中から、理事会の意見を聴いて理事長が委嘱する。

2 委嘱する委員の人数は、5名とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から役員選任を議題とした総会終結の日までとする。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、総会に提案する役員候補者を選考する。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、第3条の規定により理事長が委嘱した委員全員をもって構成する。

2 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長をおく。

3 委員長は、会議を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回目の委員会は理事長が招集する。

2 委員長は、会議を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して期日の前に委員に通知しなければならない。

3 会議は、委員長が議長となるものとする。

4 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

ただし、本条6項に定める場合は出席したものとみなす。

5 議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ書面をもって表決し、又は書面による委任状を提出し他の委員を代理人として表決することができる。

(議事録)

第8条 委員長は、会議の議事録を作成し、会議の終了後に理事長に提出しなければならない。

(役員候補者の推薦)

第9条 委員会の推薦する役員は、理事及び監事とし、その定数は定款第22条に定めるところによる。

2 委員会は、役員候補者を推薦しようとするときは、その者の承諾をあらかじめ得なければならない。

(理事候補者の推薦)

第10条 委員会は、理事候補者のうち1名を理事長候補者、1名を副理事長候補者として推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第11条 委員会は、監事候補者を推薦しようとするときは、正会員の中から推薦しなければならない。

(総会の決議及び代表理事等の選定)

第12条 総会は、第10条及び第11条により委員会の推薦した役員候補者について、定款第23条1項による決議を行う。

2 理事会は、第10条1項を尊重し、定款第23条2項に定める理事長及び副理事長を選定する。

(疑義等)

第13条 この規程に疑義又は不足の事項があるときは、その都度理事会において協議して定める。

附 則

この規程は、令和2年11月6日から施行する。